

府労委2021年(不)第20号 京都西山学園事件

2021年8月19日

大阪府労働委員会会長 様

大阪教育合同労働組合

準備書面(3)



申立人(以下「組合」という。)は標記事件について以下の通り主張する。

第1. 2021年7月29日付け大阪府労働委員会からの求釈明に対して下記の通り答える。

1. 「組合員及び組合員について、採用時から雇止め時までの間に担当した科目及び各科目の担当時期を明らかにしてください。」との求釈明について

① 組合員の担当した科目、および各科目の担当時期は、以下 a-i である。
別科において担当した科目は割愛する。尚、京都西山短期大学(以下「西山短大」という。)学則第7条(乙第2号証)では、4月1日から9月30日までを春学期、10月1日から翌年3月31日までを秋学期としている。

a 観光学入門I・II

(2016年度春学期～2020年度秋学期・計10学期担当)

b 企業文化論

(2016年度春学期～2020年度春学期・計5学期担当)

c コミュニケーションI・II〈国際経営コース〉

(2016年度春学期～2019年度秋学期・計8学期担当)

d 総合日本語I・II〈N2対策〉

(2016年度春学期～2017年度秋学期・計4学期担当)

e プレゼンテーション〈国際教育コース〉

(2016年度秋学期・計1学期担当)

f 観光学I・II

(2017年度春学期～2020年度秋学期・計8学期担当)

g 国際商務概論

(2017年度秋学期～2020年度秋学期・計4学期担当)

- h 総合ゼミナール I・II 〈国際経営コース〉(上級)
(2017 年度春学期～2017 年度秋学期・計 2 学期担当)
- i ビジネス日本語 I・II
(2020 年度春学期～2020 年度秋学期・計 2 学期担当)

② 組合員の担当した科目、および各科目の担当時期は、以下 j-n である。

- j 英語 RI・II
(2019 年度秋学期～2020 年度秋学期・計 3 学期担当)
- k 英語 III・IV
(2020 年度春学期～2020 年度秋学期・計 2 学期担当)
- l 基礎経済学 I・II
(2020 年度春学期～2020 年度秋学期・計 2 学期担当)
- m 基礎ゼミナール I・II
(2020 年度春学期～2020 年度秋学期・計 2 学期担当)
- n 日本事情 II
(2020 年度秋学期・計 1 学期担当)

2. 「準備書面(1) 4 ページで、令和 2 年 9 月 9 日の団体交渉での回答として、甲第 11 号証を引用していますが、甲第 11 号証は、同日の団体交渉の場で被申立人が申立人に手交したものですか。」との求釈明について

2020 年 9 月 9 日の団体交渉は、新型コロナウイルス蔓延状況を考慮し、オンライン会議システムにより行われた。甲第 11 号証は、団交前に西山短大が組合へデジタルデータで提示したものである。

3. 「被申立人の第 1 準備書面 18 ページに記載されている以下の項について、反論があれば行ってください。」との求釈明について

① 「1 団交拒否との主張について」に対する反論

西山短大は本件事件に関して計 2 回の団体交渉が行われ、2 回目の団体交渉において決裂を宣言し、団体交渉を終了させたのは組合であると主張する。

しかしながら事実は、申立書 3 (3) に記載の通り、2021 年 1 月 6 日

付団体交渉申し入れ（甲第4号証）に基づき、同月20日、2月10日、同月24日の計3回の団体交渉が行われた。そして、第1回目においては、答弁書14ページ下から8行目～15ページ5行目記載内容を理由に組合員が採用基準を満たしていなかった可能性がある」と回答した。しかしながら、組合がこの採用基準に例外があること、また国による大学制度の違いを追及し、西山短大もそれを認めざるを得なかった（甲第15号証）。組合は雇用継続要求への回答を求めて第2回団交を待ったが、その前日に組合員たちへの雇止め通知が行われたのである（甲第6、7号証）。

雇止め理由は、第1回団交及びそれまでに数多く持たれた団体交渉で触れられることもなかった突然の内容であった。第2回及び3回団交において、組合は雇止め理由の正当性について追及したが、今までに前例のない形で科目適合性の判断を依頼した外部の専門家について明らかにすることなく（甲第8号証5～6ページ、23～26ページ、甲第9号証10ページ）、その存在すら疑わしいものである。結果、雇止めを行うことへの十分な説明はなされなかった。また、仮に科目適合性を考慮するとしても組合員が担当可能である科目が存在し（甲第8号証35ページ）、また、新たなカリキュラム作成を行なっていることを組合に知らせず、組合員が担当する科目の検討すら行おうとしなかった（甲第9号証12～13ページ）。そして、雇用の継続を考える新たな提案はないとした（甲第9号証14ページ）。

これらは、「誠実な交渉態度とは、使用者が労働組合の要求に応じられない場合にも、その理由や根拠（資料）を提示して労働組合を説得すべく努力し、合意達成の可能性を模索すること」（西谷敏『労働法』524ページ）とはかけ離れた不誠実な対応であり、団体交渉の継続を無意味にさせた団交拒否の不当労働行為である。

②「2 支配介入との主張について」に対する反論

上記のとおり、組合は西山短大が雇止め通知を発出する前に雇止めをせず、継続して雇用するよう団体交渉を申し入れている。つまり、義務的団交事項である組合員の次年度労働条件について、団体交渉における協議、回答を求めている最中であった。西山短大の「雇止め通告について、個々の労働者に直接行うことは当然」とする主張は、団交継続中でありながら、組合員の労働条件の変更（雇止め）を組合に回答することなく通知（決定）するこ

とで、組合員たちの労働組合、組合活動への信頼を失墜させるものである。このことが組合員と組合を分断させる支配介入の不当労働行為であることは明らかである。

第2. 第1準備書面に対する反論および主張

1. 第1. に対する反論および主張

西山短大は教員選考基準の中で講師資格基準を示し（甲第29号証）、組合員らはそれに基づき採用され勤務してきたのである。

西山短大は大学設置基準を根拠とし、担当科目の適格性を判断するとしたが、主張が引用する基準は「講師の資格」である。すなわち、この基準を満たさない者は講師として置くことができないと定めたものである。前述の通り、西山短大が根拠とする大学設置基準からすると採用に問題はない。また本来は「短大設置基準」に依拠するものである。

科目担当の適格性は本来、西山短大の通常手続きとして、仏教学専攻と仏教保育専攻のそれぞれの専攻会議で次年度カリキュラムの素案を決定し、教学委員会に提出する。その後、教授会審議事項として提出され、教授会承認を経て科目とその担当者が決定されるものである。

西山短大が科目担当の適格性について主張するいずれの理由も文書化、規約化されたものは存在せず、また、組合員以外に担当科目について査定を受けた教員もない。

2. 第2. に対する反論および主張

2020年2月4日以降、島袋学科長はこれまで行なってきた教員・事務職員の両職兼務を解消するため、全教員に対し、各自の個人研究室への常駐を指示した。一方、組合員に対してのみ、事務職員の職にあたる「学生募集や在学生の就職指導をお願いしたい旨、令和2年2月及び3月の複数回の面談において指示」している。面談で行われた組合員の発言内容は、以下のとおりである。

誤「私にそんなことをさせるのか」

正「なぜ私にだけ、事務職を兼務させるのか」

誤「別科の仕事が忙しい」

正「別科授業のコロナ対応の為、日本人学生募集業務の兼務は無理だ」

事実、2021年2月2日に行われた加藤学長、島袋学科長との面談でも新型コロナウイルスの対応に追われていた点を説明し、西山短大も否定していない（甲第30号証1～4ページ）。また、組合員から両氏に対し直接、学生就活指導状況についての報告もなされている（甲第30号証9ページ）。

さらに組合員が「被申立人の指示を強く拒絶した」件は、日本人学生募集業務に対してではなく、島袋学科長が組合員に対し、直属上司・組合員（当時）の中国学生募集出張に随行し、彼女の「行動の全てを（島袋学科長に）逐一報告する」よう求められ、組合員がこれを拒絶したことである。

この面談で行われた指示について、組合及び組合員は組合加入時から団体交渉での議論を重ね、組合側準備書面（1）4ページにおいて既述の通り、2020年9月9日の団体交渉において、組合員の職務内容確認がなされている（甲第11号証）。にもかかわらず、なおも組合員を「専任教員として被申立人が求める業務や貢献を満たしていないのは事実」との主張は団体交渉での回答及び組合との合意を翻すものである。

3. 第3. 1. （1）に対する反論および主張

「研究上の業績」なるものが主張の通りとした場合、西山短大開講科目担当者中、主張に抵触する担当者は他に多数存在する。中でも、組合員らの担当科目の適格性を判断した加藤学長、島袋学科長自身が担当する科目においても、学位、研究業績がこの基準を満たしていない事例がある。加藤学長においては、2020年度まで担当していた仏教学科仏教保育専攻科目「子どもと生活」であり、島袋学科長においては、学位の不足及び研究業績とする『西山学苑研究紀要』投稿の“学術論文”については、剽窃疑惑により短大総務課に正式告発される事態となっている（組合側準備書面（1）5～9ページ）
よって、組合員のみに関与された基準であると言わざるを得ない。

6ページ第4・第5段落には「組合員が通訳案内士検定試験対策を担当していたとしても、上記の科目（外国語・日本地理・日本歴史・産業経済政治及び文化に関する一般常識）全てを担当していたとも解されず、試験対策を担当していたことをもって観光学の教務経験として十分とは言えない。」

との記述がある。しかし、組合員は、前任校において上記全科目の対策講座を担当していた。

そもそも、ここまで執拗に科目不適合を主張するのであれば、組合員従前担当科目の単位認定の是非が問題とされるべきである。しかし、実際は当件に関し、問題の指摘や改善要望がなされた事実はない。また、西山短大も「問題は別次元」（答弁書6ページ）とし、単位認定に問題はないとしている。

4. 第3. 1. (2) に対する反論および主張

以下にあげる反論以外は、準備書面(1)(2)の主張を維持する。

ア. 島袋学科長は2020年3月分給与の不当利得嫌疑を短大経理課から伝えられるとこれに応じ、不当利得金を短大へ返納している。

ウ. 「なお、加藤学長が島袋学科長を擁護したという事実はない。」とするが、『規程』（甲第13号証）の定める予備調査委員会活動進捗を、告発人である組合員に伝達せぬまま半年間もの間、遅延行為を繰り返した理由説明は依然としてなされていない（本来予備調査（学内）期間は30日間と規定されている）。また加藤学長が、その職務上の優位を利用し、予備調査（学内）と本調査（学外有識者を含む）の境界をも意図的に不明瞭とし、その間の調査状況・進捗も告発人に伝達しなかった理由も説明されていない。はては『規程』に明示されている告発人の保護義務に反し、逆に当件告発人である組合員の雇止め事由とする事自体、加藤学長自ら率先して『規程』違反行為を差配したと断じざるを得ない。

エ. 組合員及びともに告発人となった組合員いずれも「どこのだれともわからない人物」なる表現は、加藤学長に対し使用していない。両組合員は、予備調査員（あるいは本調査員）ではない加藤学長が、証拠文書手交を要求する事自体が『規程』違反行為である旨を伝え、加藤学長への手交には応じられないとしたに過ぎない。

5. 第3. 2. (1) に対する反論および主張

第1. 及び第3. 1. (1) に既述の通り、組合員に対し、科目の適合

性を斯様に問題視するのは組合員にのみ適用されている基準ゆえと言わざるを得ない。仮に主張の通りであるとしても、前述の通り、先ず専攻にこの旨指摘し、改善を図るべきである。しかしこのような手続きを踏んだ事実は無い。そもそも授業内容は、授業担当者の授業権の範疇にある。雇い止め事由にあたるほどの問題であるのならば、当然先ず西山短大教学課が方針を示すべきである。しかしこのような手続きを踏んだ事実も無い。さらにここまで~~組合員~~の教学内容を否定するのであれば、短大運営上設定単位を放置すること自体が大問題である。なお、~~組合員~~の科目適合性に関し、西山短大は作成者・作成年月日いずれも不詳とされるウィキペディア記事を「日本事情」題材不適の立証根拠としている（乙第20号証・乙第21号証）。ウィキペディア記事に学術的有効性は無く、これらを~~組合員~~雇い止め根拠とするのは、著しく不当である。

また、~~組合員~~が担当する「基礎経済学」ⅠⅡの科目適合性に争点がないのであれば、雇い止めを避けるため~~組合員~~の所持する経済学修士学位に適合する科目が存在しないのか、検討するべきであった。実際、西山短大には「基礎経済学」ⅠⅡの他、「くらしと経済」ⅠⅡ、「東アジアの経済」、「国際経済」が存在し、2021年度カリキュラムとしても承認されている（甲第31号証）。これらを検討することなく、科目適合性を雇い止めの理由とすることは組合員ゆえの不利益取り扱いである。

6. 第3. 2. (2) に対する反論および主張

~~組合員~~の日本語力について、組合員自身が通訳を求めた事例を挙げているが、~~組合員~~が求めたのは通訳ではなく~~組合員~~の同席である。島袋学科長によるパワハラに関する~~組合員~~の申し立てに対し、通常は複数の職員が聞き取りにあたるどころ、~~組合員~~に対しては人権委員会委員・事務局長の林氏が「1対1で話す」という差別的扱いを行ったことによる。~~組合員~~は不安を感じて、~~組合員~~の同席を求めたのであり、日本語能力の有無とは関係のない事案である。

~~組合員~~は日本人職員と日本語にてコミュニケーションをとり、業務に支障が出た事実は無く、団交においても日本語でやり取りをしており、通訳に頼る必要はない状況であった。

以上